

第 2 4 回 大垣市都市計画景観審議会議事録
(令和 2 年 8 月 6 日)

第 2 4 回 大垣市都市計画景観審議会議事録

第 2 4 回大垣市都市計画景観審議会を、令和 2 年 8 月 6 日（木） 市役所 8 階大会議室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

議 題

- 1 会長の選任について
- 2 第 1 号議案 大垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
の変更について
- 3 第 2 号議案 大垣都市計画区域区分の変更について
- 4 第 3 号議案 大垣都市計画用途地域の変更について
- 5 第 4 号議案 大垣都市計画下水道の変更について
- 6 第 5 号議案 用途地域の指定のない区域（白地地域）における容積率
等の指定について
- 7 第 6 号議案 大垣市都市計画マスタープランの変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

車戸会長、岩井豊太郎副会長、井口委員、馬淵委員、溝口委員、宮川委員
安田委員、林委員、高橋委員、岩井哲二委員、北野委員、不破委員
奥田委員、須貝委員（代理出席：交通規制係長 後藤 努）、深谷委員
後藤委員、平田委員

欠席委員

臼井委員、高木委員、山崎委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

市 長	小川 敏
都市計画部長	豊田 富士人
都市計画課長	真鍋 和生
下水道課長	井上 通孝
建築指導課長	下田 勇
都市計画課主幹	不破 雅裕
都市計画課主幹	藤墳 達也

都市計画課主幹 関 嘉幸

下水道課主幹 所 哲也

建築指導課主幹 松原 輝幸

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主任 矢田 佳大

都市計画課主事補 田中 俊真

(開会時刻 午後 1 時 0 0 分)

事務局

(都市計画部長)

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから「第24回大垣市都市計画景観審議会」を開催させていただきます。

私は、今年度から都市計画部長を務めさせていただきます。おります豊田富士人でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

はじめに本日の委員さんの出欠状況でございますが、臼井委員さん、高木委員さん、山崎委員さんをご都合によりご欠席でございます。

また、大垣警察署長の須貝委員様は、ご都合によりご欠席ということでございますが、交通規制係長の後藤様に代理でご出席いただいております。

本日の審議会ですが、委員さんの2分の1以上のご出席をいただいておりますので、「大垣市都市計画景観審議会設置条例第6条第3項」の規定によりまして、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

委員の皆様には、この8月に審議会委員にご就任いただきまして、初めての審議会でございます。

本来であれば、委員の皆様方お一人お一人に任命書をお渡しさせていただくのが本位ではございますが、時間の都合等により、お手元に任命書をお配りさせていただいております。よろしくお願いいたします。

今後、2年間お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

また、皆様のご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿、席次表をもちまして、ご紹介にか

えさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

ここで資料の修正をお願いさせていただきます。席次表の須貝英男委員様の下に「代理」ということで小路和公様のお名前を記載させていただいておりますが、「後藤努様」ということで修正をお願いしたいと思います。

須貝英男委員様の代理ということで、「小路和公様」から「後藤努様」に修正をお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、小川市長からごあいさつ申し上げます。

事務局（市長）

皆様、こんにちは。

本日はお忙しい中、第24回都市計画景観審議会へご出席いただきまして、ありがとうございます。新型コロナウイルス感染症の影響もありますので、本日は距離を取っての審議会開催とさせていただいております。

皆様方には都市計画景観審議会委員として、これから2年間お世話になりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症につきましては、予想以上に第二波が早く来ており、感染拡大が続いている状況であります。大垣市におきましても気を緩めることなく、感染拡大の防止に努めております。

都市部から地方へとさらなる感染拡大が予想される状況でございますので、しっかりと対応を検討していきたいと考えております。

また一方では少子高齢化、人口減少社会も確実に進んでいるという状況でございます、昨年、一年間で日本では人口が50万人減少しており、鳥取県一県分の人口が減少しているということでございます。

これからは毎年、都道府県一県分の人口が減少していくという時代でございますが、そうした中で私共は、安心して子育てができる「子育てしやすい街」、そして「高齢者が自立して暮らせる街」をはじめ、安心して健康的に暮らせるまちづくりを目指しておりまして、持続可能な都市経営を可能にしていくことが課題となっております。

これを受けまして、大垣市における都市のビジョンを明確にし、持続可能なまちづくりを行っていくため、平成30年には「大垣市未来ビジョン」を策定させていただき、その前年には「大垣市都市計画マスタープラン」を策定させていただいております。これらの整合性を図りながら、「立地適正化計画」を策定し、コンパクトなまちづくりの実現に向けた取り組みを進めております。

同時に概ね10年ごとに行われます岐阜県の定期見直しにより、大垣市、垂井町、神戸町、安八町の1市3町の都市計画の方針を示した「大垣都市計画区域マスタープラン」の改定が進められており、それにあわせて、大垣市の方針をより具体的に示した「大垣市都市計画マスタープラン」についても見直しを進めているところであります。

本日は委員の皆様の改選後、最初の会議でございますので、会長の選任をはじめ、都市計画の総合的な指針と

なる「マスタープランの見直し」、「区域区分の変更」、それに伴った「用途地域の変更」など、6 件のご審議がございます。

委員の皆様には、どうか忌憚のないご意見、ご指導をいただき、適切にご審査を賜りますようお願い申し上げますとともに、今後とも本市の都市計画・景観行政に一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局

(都市計画部長)

ありがとうございました。

本来であれば、ここで会長に議事進行をお願いするところでございますが、最初の審議会ということで委員の改選により、会長・副会長がまだ決まっておりませんので、事務局の方で進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議案集の最初でございます「会長の選任について」と次ページの「大垣市都市計画景観審議会名簿」をご覧くださいと存じます。「大垣市都市計画景観審議会設置条例第 5 条」の規定によりまして、学識経験者の 9 名の中から皆様で選出していただくことになっております。

それでは、いかが取り計らったらよろしいか、お諮りしたいと存じます。

林委員

これまで当審議会の運営について大変お世話になっておりました、車戸委員に引き続きお世話になればと思いますので、皆さんにお諮りいただきたいと思います。

事務局

(都市計画部長)

ありがとうございます。

ただいま、林委員さんから車戸委員さんのご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

ご異議がないということでございましたら、拍手をもって代えさせていただきたいと思います。

(拍手)

それでは会長は車戸委員さんと決定させていただきます。車戸委員さん、会長席の方へお願いいたします。

早速で誠に申し訳ございませんが、車戸会長さんからごあいさつを賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

車戸会長

ただいまご指名をいただきました車戸でございます。

審議委員長という立場は慣れてまいりましたが、こういった会議というものはなかなか慣れるものではないですね。

今後も日々、新たな気持ちで皆様と共に審議に関わっていきたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局

(都市計画部長)

ありがとうございました。

引き続きまして、副会長でございますが、「条例第5条第2項」の規定によりまして、会長が委員のうちから指名をすることとなっておりますので、車戸会長さんから

ご指名をお願いいたしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

車戸会長

はい。これから着座で失礼させていただきます。

県議会でも随分ご活躍されており、人生的にも、立法的・行政的にも様々なことに経験と深い統率力をお持ちである岩井豊太郎委員によりしくお願いしたいと思えます。

事務局

ありがとうございました。

(都市計画部長)

ただいま、車戸会長さんからご指名がございましたように、岩井豊太郎委員さんに副会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、岩井豊太郎委員さん、副会長席の方へご移動をお願いいたします。

それでは、岩井豊太郎副会長さんからごあいさつを賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

岩井副会長

皆様、こんにちは。

ただいま、副会長にご推薦賜りました、岩井豊太郎と申します。

前期も副会長という立場を授かっておりました。お手元の資料にございますように、私は大垣市農業委員会の会長をやらせていただいておりますので、そういった立場から審議会の委員として大垣市を取り巻く農業の面からも都市計画の在り方を届けていきたいと思っております。

特に今、農業は皆様もご存じの通り、高齢化が進んで

おりまして、そのような中で農家の方々がどう取り組んでいくのか、ご自身の農業をどのようにしていくかということをお聞きしながら、大垣の農政の在り方を都市計画の中にどう織り込んでいくのかということが、大事な課題なのではないかと思っております。

そういったことも踏まえて、車戸会長さん共々、大垣市の都市計画について皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力をお願いしながら副会長に就任させていただいたご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、皆様よろしく願いいたします。

事務局

(都市計画部長)

ありがとうございました。

これよりの議事は、「条例第6条第2項」の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。それでは車戸会長さん、議事の進行をよろしく願いいたします。

なお、ここで、市長は公務により退席させていただきます。よろしく願いいたします。

事務局（市長）

皆様、どうぞよろしく願いいたします。

車戸会長

本日は傍聴者の方はおみえにならないということでございます。

本日の議事録署名者でございますが、「不破委員様」と、「深谷委員様」にお願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議案の審議に入りたいと思っております。

本日の議案は6件ございます。

事務局
(都市計画課長)

では、第1号議案といたしまして、令和2年7月10日付け都第105号で諮問がございました県の決定案件であります「大垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい。それでは、事務局からご説明させていただきます。

私は、今年度から都市計画課長を務めさせていただいております真鍋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案「大垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」のご説明をさせていただきます。

今回、岐阜県による「大垣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、通称「大垣都市計画区域マスタープラン」の改定が行われます。

今回の変更につきまして、初めての委員さんもいらっしゃると思いますので、簡単にご説明させていただきます。

「都市計画区域マスタープラン」は、「都市計画法第6条の2」に基づき、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、岐阜県が決定するものでございます。

また本市は、垂井町、神戸町、安八町とで広域都市計画を構成しており、1市3町での大垣都市計画としての方針を示すものでございます。

「大垣都市計画区域マスタープラン」は、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで、今後10年間の都市計

画の方向性を定めるものであり、人口や産業の環境の変化等を踏まえ、2030年（令和12年）を目標年次とした見直しを行うものでございます。

今回の見直しによる主な変更点は、平成30年4月策定の「大垣市立地適正化計画」の方針に基づいた記載を追加しているほか、現状の土地利用と乖離のある用途地域の見直しや、都市計画決定後、整備の進んでいない公園の見直し方針等の記載を追加しております。

また、概ね10年以内に実施する予定の市街地再開発事業及び概ね10年以内に整備する予定の都市計画施設を追加しております。

それでは、「大垣都市計画区域マスタープラン」の内容につきまして、第1号議案の参考資料として添付しております、概要版に沿ってご説明させていただきますので、概要版をご覧ください。

資料の左側には、「1. 当該都市計画区域における現状と課題」を整理しております。

右上へ進んでいただきまして、「2. 都市計画の目標」といたしましては、現状と課題に対応した、20年後の都市像の目標を示しております。

「都市づくりの基本理念」としては、「暮らしやすさを実感できる産業文化都市の形成」を掲げ、各種の社会的課題に都市計画として適切に対応していく方針を定めております。

その下の、「3. 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」といたしましては、計画的な市街化を図るため、引き続き区域区分を定めるものとしています。

また、概ね10年後の2030年を目標年とした人口、産業の規模などを設定しており、これらの見通しなどに基づき、表の一番下にございますように、市街化区域面積の概ねの規模を、4,814haとしております。

次に、「4. 主要な都市計画の決定の方針」では土地利用の方針などを具体的に定めています。なお、ここからは「大垣都市計画区域マスタープラン」から大垣市分を抜粋した記載になります。また、朱書き部分が主な変更点となりますのでご了承くださいと思います。

はじめに、「4-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針」の「主要用途の配置の方針」についてですが、次のページの総括図と合わせてご覧いただきたいと思います。

なお、総括図は、概ね20年後の都市の姿を表現しており、1市3町の示す方針などが盛り込まれております。

まず、(1) 住居系では、集約型都市構造への転換を図るため、立地適正化計画等の方針に基づき、基幹的な公共交通路線の沿道や中心拠点・地域拠点へ容易にアクセスできる、生活利便性の高い区域に居住を誘導します。

また、工場跡地の土地利用転換により住宅団地等が形成されている地区は、周辺に立地する建築物等の状況を勘案し、居住環境の保全を図ります。

次に、(2) 商業系ですが、こちらでも立地適正化計画等の方針に基づき、商業機能を誘導し集約するほか、既に大規模集客施設が立地している地区については、周辺の環境と調和を図りながら商業機能の発展・維持を推進し、

集積の高い地区においては、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ってまいります。

最後に（３）工業系については、インターチェンジ周辺等に新規の工業系土地利用を図り、既存工業地は、周辺の住宅地等の環境を保全しつつ、工業集積、生産環境の整備を進めます。

以上の方針を踏まえ、概ね１０年後までに優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、「浅西」、「横曽根」、「野口」、「外渕」及び「長沢・犬ヶ渕」の区域を定めております。

総括図の点線の黒丸が、該当エリアになっております。

また、市街化調整区域の土地利用の方針としましては、市町マスタープランで具体的な区域を定めた上で、土地利用を検討します。

続きまして、「区域マスタープラン概要版」の、右端の一番上になります「４－２都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針」ですが、交通施設や下水道等の都市施設については、社会経済環境の変化を考慮しつつ、適正な規模を検討したうえで、効率的な整備を進めてまいります。

なお、概ね１０年以内に整備することを予定している施設を下段に示しております。

続きまして、左下になります「４－３市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」につきましては、概ね１０年以内に実施を予定している市街地開発事業を

記載しております。

右端一番下になります「4－4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針」としまして、都市計画決定されてから長期間未整備となっている公園予定地について、機能集約や廃止など計画の見直しを検討します。

今回ご説明させていただきました、「大垣都市計画区域マスタープラン」は、県の決定事項でございます。

なお、この都市計画変更案につきまして、令和元年12月27日から令和2年1月27日にかけて県がパブリックコメントを実施しております。

また、県が都市計画法に基づく公聴会の開催を予定しておりましたが、公述の申し出はございませんでした。

さらに、都市計画法に基づく案の縦覧を、令和2年6月10日から令和2年6月24日まで実施しましたが、縦覧者はございませんでした。

今後の手続といたしましては、当審議会のご意見をいただき、市としての意見を県に送付することとなります。その後、県の都市計画審議会で審議され、県による決定告示が行われるという流れになります。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

車戸会長

はい。ありがとうございます。

ただいまの議案につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

計画策定時と現在のコロナ禍とで世の中も大きく変化していると思いますが、そのような点からも何かご意見ございましたら、ご発言いただければと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案を適当と認めることとします。

それでは第2号議案といたしまして、令和2年7月10日付け都第105号の2で諮問のございました、これも県の決定案件であります「大垣都市計画区域区分の変更について」を議題といたします。

第2号議案の説明をよろしく願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、続きまして第2号議案「大垣都市計画区域区分の変更について」のご説明をさせていただきます。

「大垣都市計画区域区分の変更」でございますが、県では、区域マスタープランの改定と同時に、区域区分の見直しを行います。

こちら、初めて本審議会に参加される委員の方もいらっしゃると思いますので、区域区分について、簡単にご説明をさせていただきます。

「区域区分」とは、都市計画区域の市街化を促進する「市街化区域」と、農地を保全するなど、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分するものでございます。

本市は、垂井町、神戸町及び安八町と大垣都市計画区

域を構成しており、区域区分の変更は、人口の増減、工業・商業等の土地利用の今後の見通しを踏まえて、岐阜県が主体で行うものでございます。

それでは議案集の 5 ページの総括図からご覧ください。

大垣都市計画区域全体で市街化区域に編入する区域を赤く表示しております。市街化調整区域に編入する区域を緑色に囲っております。

今回、本市で区域区分の線引き見直しが行われるのは、杭瀬川に架かる塩田橋以南の部分でございます。

お手数ですが、1 ページにお戻りいただきたいと思います。

大垣都市計画区域全体の区域区分の変更計画書でございます。

2 ページに進んでいただきますと、計画書の内容となっておりますが、先程少し説明させていただきましたとおり、区域区分の変更は、人口の増減、工業・商業等の土地利用の今後の見通しを踏まえて行うものでございます。

人口フレームが示しておりますように、2030年の大垣都市計画区域の人口は、195,000人と2020年から14,400人減少すると推計されておりました。人が居住することを目的とした市街化区域編入は厳しい状況にあります。今回の見直しでは、企業ニーズに対応した工業用地の確保と積極的な企業誘致などにより雇用の場を創出し、定住人口の増加による持続可能なまちづくりを推進するため、インターチェンジ周辺や既存の工場集積地の隣接地に新たな工業系の用地を確保する

ことを目的として、市街化区域の拡大を行うものとして
おります。

3 ページをご覧ください。

見直しの理由書でございますが、こちらは、昭和46
年3月31日に区域区分の線引きが都市計画決定され、
旧堤防の道路中心線及び筆界を区域区分の境界線として
おりましたが、河川改修により、地形が変わり、当時の境
界線では土地の範囲を明示するのに適当ではなくなりました。

今回、平成28年度に新規堤防が完成したため、現状
の地形に即し、新規堤防の道路中心線を区域区分の境界
線と定めるものでございます。

4 ページをご覧ください。

区域の計画図を示しておりますが、黄色の線が現行の
境界線で赤色の線が新境界線でございます。

境界線を変更することで、市街化区域に編入される面
積が約0.4haある一方で、市街化区域から除外され、市
街化調整区域となる面積が約1.5haあるため、合計しま
すと、市街化区域が約1.1haの減少となり、市街化調整
区域が約1.1ha増加いたします。

県では、都市計画法に基づく公聴会の開催を予定して
おりましたが、公述の申し出はございませんでした。

さらに、都市計画法に基づく案の縦覧を、令和2年6
月10日から令和2年6月24日まで実施しましたが、
縦覧者はありませんでした。

今後の手続といたしましては、当審議会のご意見をい
ただき、市としての意見を県に送付することとなります。

車戸会長

その後、県の都市計画審議会で審議され、県による都市計画決定手続が行われます。

以上、第2号議案についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

はい。ありがとうございました。

ただいまの議案につきまして、何かご意見はございますでしょうか。

(異議なしの声)

それでは原案を適当と認めることとします。

それでは次の議案に移らせていただきます。

第3号議案といたしまして、令和2年7月10日付け都第105号の3で諮問のございました、「大垣都市計画用途地域の変更について」、第4号議案といたしまして、令和2年7月10日付け都第105号の4で諮問のございました、「大垣都市計画下水道の変更について」、第5号議案については、令和2年7月10日付け都第105号の5で諮問のございました、「用途地域の指定のない区域(白地地域)における容積率等の指定」につきましては、内容が関連しておりますので、第3号議案、第4号議案、第5号議案の3つの案件について、続けて説明をいただきまして、後ほど質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

それでは、ご説明させていただきます。

今回、第3号議案、第4号議案及び第5号議案につきましては関連性があるため、同時に説明させていただきます。

第2号議案の「区域区分の変更」に併せ、用途地域及び下水道の処理区域の都市計画決定変更を大垣市が行います。

まず最初に、第3号議案「大垣都市計画用途地域の変更について」から説明させていただきます。

お手元の議案集の第3号議案の3ページをご覧ください。大垣市の総括図でございしますが、第2号議案でご説明させていただきました、区域区分の変更区域と、同じ区域の変更となっております。

区域区分の変更に伴いまして、市街化区域に編入された約0.4haについては用途地域を指定し、市街化調整区域に編入された約1.5haについては、用途地域の指定を廃止いたします。

続いて4ページをご覧ください。

区域の計画図でございします。

ご覧いただいておりますとおり、用途地域は、隣接する土地の現況用途に合わせて指定いたします。

1ページをご覧くださいますと用途地域の内訳を示してございます。

次の2ページでは用途地域の新旧対照表を掲載しておりますが、今回はそれぞれの面積が非常に小さいため、第一種住居地域のみ面積に影響があり、約1haの減少となっております。

続いて、第4号議案の「大垣都市計画下水道の変更に
ついて」を説明させていただきます。

都市計画下水道は、生活環境の改善と公共水域の水質
保全及び浸水防除を目的として、都市基盤の整った良好
な市街化形成を図るために都市計画決定しているもので
ございます。

第4号議案の7ページ、総括図をご覧ください。

変更区域は、大変分かりづらくて恐縮でございますが、
先程と同じ区域でございます。

お手数ですが、4ページの新旧対照表をご覧ください。

今回は、河川区域内にありました市街化区域面積が減
少するため、大垣都市計画下水道において、大垣処理区
を、約3,389haから、約3,388haに変更するもの
でございます。

なお、平町処理区及び墨俣処理区に変更はございませ
ん。

続きまして、第5号議案「用途地域の指定のない区域
(白地地域)における容積率等の指定について」の説明
をさせていただきます。

5号議案の1ページをご覧ください。

市街化調整区域に編入する土地は、用途地域の指定が
なくなるため、用途地域とは別に、容積率等の建築形態
を定める必要があり、白地の分類を指定するものでござ
います。

「白地地域」とは、都市計画区域のうち、用途地域の指
定がされていない地域でございまして、都市計画景観審
議会の議を経て特定行政庁が定めることにより、建蔽率、

容積率、高さ制限等の建築形態に関する規制を行うものでございます。

今回は大垣地域の面積のみ変更するものであり、市街化区域と市街化調整区域の差し引き約 1.1 ha の面積が増加いたします。

これら 3 議案につきましては、昨年 12 月に周辺自治会長及び土地の所有者に説明を行い、その後、「大垣都市計画用途地域の変更について」及び「大垣都市計画下水道の変更について」は、都市計画決定事項であるため、本年の 6 月 10 日から 6 月 24 日の期間に、都市計画の案の縦覧を行いました。どちらも縦覧者はありませんでした。

今後のスケジュールでございますが、本審議会にて、ご答申いただきましたら、10 月頃に県知事との協議を行い、岐阜県の区域区分変更に併せて都市計画決定する予定でございます。

なお、「用途地域の指定のない区域（白地地域）における容積率等の指定」につきましては、都市計画決定案件ではないため、縦覧などの手続は行わず、区域区分の変更告示と同時に告示をする予定でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

車戸会長

はい。ありがとうございます。

3 号議案は杭瀬川についてになりますね。

本来であれば第3号議案、第4号議案、第5号議案と個別にご審議させていただくものでございますが、内容も関連性があるため、3議案をまとめてご審議させていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

車戸会長

この3議案についての周辺住民への説明会は終わったということですね。

事務局

はい。

(都市計画課長)

車戸会長

その他ご意見等、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、第3号議案、第4号議案、第5号議案の3議案について原案を適当と認めることとします。

次が第6号議案となります。

第6号議案といたしまして、令和2年7月10日付け都第105号の6で諮問のございました、「大垣市都市計画マスタープランの変更について」を議題とします。

第6号議案についての説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第6号議案「大垣市都市計画マスタープランの変更について」のご説明をさせていただきます。

本マスタープランは、平成29年3月に策定し、今回は岐阜県が行います、「大垣都市計画区域マスタープラン」の見直しに伴い、「大垣市都市計画マスタープラン」と、「大垣都市計画区域マスタープラン」との間に齟齬が生じないようにあわせて変更するものでございます。

「大垣市都市計画マスタープラン」の目的でございますが、「都市計画法第18条の2」に基づいて市町村が定める計画で、都市づくりの基本理念や土地利用、都市施設の整備に関する基本方針を明らかにすることにより、都市計画の総合的な指針としての役割を果たすものでございます。

今回の見直しによる主な変更点をご説明させていただきます。

第6号議案の2ページをご覧ください。上位計画及び関連計画に、「大垣市未来ビジョン」、「大垣市立地適正化計画」等の修正及び追加をしております。

続いて、38ページをご覧ください。「(1)土地利用の基本方針」の「③戦略的土地利用の推進」における、市街化調整区域の工業集積地の土地利用につきましては、「さらに、市街化調整区域の農林漁業との調整が図られた農地及び工業集積地は、周辺地区を含めて、地区計画等の手法により、工業用地等として再生を図る」という記載に変更してございます。

また、39ページになりますが、「今後、人口減少や公共施設の再配置などにより、新たに生み出される公有未利用地や跡地等の有効活用を進める」と追記しております。

続いて、48ページをご覧ください。「ウ その他の交

通施設」の中の「(b) 駐車場」の項目では、「自動車駐車場については、今後の駐車場需要を把握し、民間駐車場の整備状況等も注視しつつ、公共駐車場を効率的に活用するため、駐車場の統廃合も含めた配置見直しの必要性について検討し、駐車場整備地区の見直しを進める」という記載に変更してございます。

続いて、50ページをご覧ください。「②施設緑地の配置方針」の「ア 都市公園」につきまして、「都市計画公園については、社会情勢が大きく変化していることから、計画の必要性や実現性の検証を行い、地域住民と合意形成を図りながら機能集約や廃止など、計画の見直しを実施していく」と記載内容を変更してございます。

また、第4章の「地域別構想」では、工業系土地利用の拡充を図る地区として、73ページの上から3つ目の項目にある「長沢・犬ヶ渚地区」、82ページの上から6つ目「川口地区」、86ページの上から4つ目「荒尾・木呂地区」、90ページの上から4つ目「興福地地区」の追加や、市街化調整区域内の既存工業施設を守るため、地区計画等の手法による記載の追加をしてございます。

それでは、初めての委員さんもみえますので、第6号議案の参考資料「大垣市都市計画マスタープラン 概要版」をもとに、こちらも簡単にご説明させていただきます。

それでは、1ページ上段の「計画の位置づけ」ですが、「大垣市都市計画マスタープラン」は、岐阜県が定める「大垣都市計画区域マスタープラン」及び本市が定める「大垣市未来ビジョン」に即し、他の分野別計画との整

合を図りながら定めております。

「計画区域」は、「大垣地域」及び「墨俣地域」として
おりまして、都市計画区域外である「上石津地域」は含み
ません。

「目標年次」は、大垣都市計画区域マスタープランの
見直しが本年に行われることから、20年後の令和22
年とします。

「計画の構成」でございますが、大垣市の都市計画区
域全体の主要課題等に対する整備方針等を示した「全体
構想」と地域ごとの方針を示した「地域別構想」で構成し
ております。

続きまして1ページ下段をご覧ください。

ここからは「全体構想」を示しております。

都市づくりの基本理念を「大垣市特有の自然環境や都
市の姿を継承しつつ 西濃圏域の中心都市にふさわしい
にぎわいと活力にあふれ 安全で安心して暮らせる都市
づくり」としております。

続いて、「将来の都市構造」におきましては、「土地利
用」、「交通軸」、「継承すべき都市構造」の観点から、
対象区域や対象路線、対象となる自然・歴史資源を設定
しております。

次に、2ページをご覧ください。

左側上段の「都市整備の方針」につきましては、まず、
「土地利用の方針」として、「①集約型都市構造への転
換」をはじめ6つの方針を挙げております。

また、その下には、「自然環境の保全及び都市環境形成
の方針」、「景観形成の方針」、「都市の防災・防犯の方

針」について記載しています。

次に、右の「都市施設整備の方針」をご覧ください。

交通施設・公園・下水道等につきまして、それぞれこちらに示した方針を基に、整備を進めていくこととしております。

次に、3ページの「地域別構想」をご覧ください。

「地域別構想」は、地域別に都市計画としての課題を整理して、「地域別のまちづくり構想」を提示するものでございます。

「地域区分」の設定は、地域のコミュニティである自治会を基本単位としまして、都市機能の集積状況や土地利用の状況等を勘案し、「中央地域」、「北東部地域」、「南部地域」、「西部地域」、「赤坂地域」、「墨俣地域」の6区分としております。

各地域の将来地域像につきましては、右のページ及び4ページに記載しておりますとおり、各地域の現況から、地域に相応しい将来地域像を設定しております。

これらの地域将来像を具現化するため、本編では、地域別に「土地利用の方針」、「都市基盤・都市施設の整備方針」、「自然環境保全及び都市環境形成、景観形成等の方針」を定めております。

具体的な整備の内容は、「地域別のまちづくり方針図」に記載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

今後の予定でございますが、本年9月の市議会定例会にこの素案を報告した後、パブリックコメントを実施し、

再び本審議会にてご審議いただき、市議会へ報告の後、告示を行う予定でございます。

以上で第6号議案の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

車戸会長

はい。ありがとうございました。

この第6号議案は継続審議ということでよろしかったのでしょうか。

事務局

はい。

(都市計画課長)

車戸会長

分かりました。

第6号議案の説明をいただきましたが、コロナウイルスの影響が出てくる前の方針によるものであるかと思えます。また、ここ数ヶ月は今までとは違った生活様式になっておりますし、本当の意味での地産地消が始まるのか、少子化が始まるのか、そのようなことも踏まえて副会長からご意見をいただきたいのですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

岩井副会長

車戸会長からお話ありましたように、今年はコロナウイルスの影響により、あらゆる環境が変わってきていると思います。この計画もこのようなことが起きるとは想定もしていなかった時のものであると思います。

国も地方創生などの色々な政策を行っておりますので、我々も地方として活力あるまちづくりをどのように行っていくのかということを、考えていかなければならないと思います。

また、東海環状自動車道の大野神戸インターチェンジも開通しまして、交通アクセスも大きく変わってきますので、その点も捉えて大垣のまちづくりに取り組んでいくことも必要になってくると考えております。そのようなことも踏まえながら、またご意見を賜り、更に審議を深めていけたらと考えております。

車戸会長

ありがとうございました。
その他にご意見よろしいでしょうか。

溝口委員

はい。
名古屋市立大学の溝口でございます。

大垣市独自の景観遺産制度がございまして、その審議会の会長をしております。

景観に関する記述が62ページ、63ページにございますが、文化庁に文化庁長官表彰の文化芸術創造都市部門という制度がございまして、東海3県では大垣市さんがはじめて表彰を受けられております。

その時に私も選考審議に参加させていただいておりまして、大垣市の景観遺産の制度は、独自で取り組まれているのですが、非常に素晴らしいということでございました。

歴史的な都市として良好な都市景観を作り上げていくという新しい視点の制度でございますので、景観遺産についての今までの施策とマスタープランとの関係を明記していただけたらと思います。

もちろん岐阜県策定のマスタープランとの整合性は必要ですが、やはり大垣市独自の施策を行っているという非常に特徴的な事例でもありますので、その点をどこか

に織り込んでいただけるとよいと思います。また、概要版1ページの位置づけの説明にあるように、今回お示しいただいた「大垣市都市計画マスタープラン」の上位にある「大垣都市計画区域マスタープラン」に即するとあるのと同時に「景観計画」との関係の中で、景観について明記されるべき部分もあるかと思います。

その点も踏まえて、もう少し景観行政について言及されていると、大垣市としてのマスタープランの特徴になってくるのではないかと思います。

大垣市のマスタープランの中に「景観計画」について言及されていないとバランスが悪いように思いますので、是非積極的に協議していただければと思います。

以上です。

車戸会長

どうもありがとうございました。

溝口委員さんのご意見について、いかがでしょうか。

事務局

(都市計画課長)

溝口委員さんから貴重なご意見をいただきまして、仰られた通り、今回の計画の中で「景観計画」については分野別計画ということで明記させていただいており、「大垣市都市計画マスタープラン」との整合を図るということで進めております。

本編の62ページ、63ページの中に「景観計画」の記載もございますが、景観遺産についての記載はされておられませんので、ご指摘いただいた内容について加えていく方針で検討できればと考えております。

今一度、景観行政において、「にぎわいの情景区域」や「くらしの情景区域」、「田園の情景区域」についての位置づけをしていきながら、景観形成を進めていきたいと

考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。
貴重なご意見ありがとうございました。

車戸会長

その他のご意見などはよろしいでしょうか。

それでは、第6号議案である「大垣市都市計画マスタープランの変更について」は、次回の審議会において継続審議とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の議案についてはこれで終了いたしましたので、事務局へお返しします。

事務局
(都市計画部長)

本日は委員の皆様のご協力によりまして、原案どおりご承認いただき、誠にありがとうございました。

今後の予定でございますが、先程のお話にありましたように第6号議案は継続審議となっております。更に、今年度中に「大垣都市計画駐車場の変更」、そして「大垣都市計画道路の変更」を予定しております。また、「大垣市都市計画公園見直し」についても、基本方針等の策定を予定しております。

これらにつきましては、次回以降の審議会で、議案としてご審議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次回の審議会でございますが、11月を予定しております。皆様の予定を調整させていただきまして開催したいと思っております。

また、本日は大変短い時間でございます。先程、皆様からご意見、ご質問をいただき、溝口委員さんからも貴重なご意見がありましたように、またご意見等がございましたら、お気軽に都市計画部にご連絡いただきたいと思います。

思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして大垣市都市計画景観審議会を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(閉会時刻 午後 2 時 0 3 分)